国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程

１８国研セ第３－７２号
平成１９年　４月　１日
最終改正　７国研セ第２６０３３１０７号
令 和　８ 年　４ 月　１日

（目 的）

第１条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）が実施する研究において不正行為の発生防止及び不正行為が発生した場合に適切に対応するため、調査及び措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第２条 この規程において「研究」とは、センターが自ら実施する研究及びセンターからの委託研究をいう。

第３条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である。また、二重投稿、不適切なオーサーシップ等に関する行為についても本項に準じて扱う。

２ 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

３ 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

４ 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

（研究者等の責務）

第４条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２ 研究者等は、第 １１条第 3 項の研究倫理教育を受講しなければならない。

３ 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける研究活動における不正行為への対応のための研究データ等の保存・開示に関するガイドライン」に従って適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（研究倫理委員会）

第５条 第１条の目的を達成するため、センター内に研究倫理委員会を置く。

第６条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
（１） 不正行為に対する調査及び措置に関すること。
（２） 不正行為の防止その他必要な措置に関すること。

第７条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
（１） 理事
（２） 企画運営部長
（３） 総務部長
（４） 内部統制推進室長
（５） その他理事長が必要と認める者

第８条 研究倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事とし、副委員長は委員の互選により定める。

第９条 研究倫理委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。
２ 議決を要する事項については、出席者の３分の２以上をもって決する。

第１０条 この規程に定めるもののほか、研究倫理委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

（研究倫理教育責任者）
第１１条 センターの研究活動における不正行為に対応する者として、研究倫理教育責任者を置く。
２ 研究倫理教育責任者は、領域長、熱帯・島嶼研究拠点所長、プログラムディレクター、戦略統括室長、部長及び内部統制推進室長をもって充てる。
３ 研究倫理教育責任者は、所管する領域等の構成員に対し、研究倫理教育を定期的に受けさせ、不正行為を防止するよう努めるものとする。
４ 研究倫理教育責任者は、必要があると認めるときは、研究倫理教育副責任者を指名することができる。

（告発等の受付窓口）
第１２条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「受付窓口」という。）は内部統制推進室長とする。
２ 受付窓口が不正に関与しているおそれのある場合は、総務部長を窓口とすることができる。

第１３条 センターは、設置する受付窓口について、その名称、連絡先、受付の方法等を定め、センター内外に周知させなければならない。

（不正行為に関する告発）

第１４条 不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は書面、センターのWeb サイトの告発受付フォーム等を通じてその告発を行うことができる。
２ 原則的として、告発は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
３ 前項の規定にかかわらず 、匿名による告発があった場合、センターは告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
４ センターは、調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、もっぱら被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づくと判明した場合は、懲戒処分、刑事告発があり得ることをセンター内外に周知させる。

（告発者及び被告発者の取扱い）
第１５条 告発を受け付ける場合、センターは告発内容や告発者の秘密を守るよう取りはからう。
２ 研究倫理委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
３ 調査事案が漏洩した場合、センターは告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とする。
４ センターは、告発の内容が事実であると認め是正措置等をとったときはその旨を、告発の内容の事実がないと認めたときはその旨を、告発者に通知する。

第１６条 センターは、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって被告発者の全面的な研究活動を禁止しない。また、同様に被告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。
２ センターは、単に告発したことを理由に告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

（予備調査）
第１７条 第１４条第２項及び第３項の告発があった場合には、研究倫理委員会は関係する領域長等と協力して、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、速やかに予備調査を実施しなければならない。
２ 研究倫理委員会は告発を受け付けた後、概ね３０日以内に予備調査の結果を理事長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

第１８条 理事長は、前条第２項の報告を受けた後、速やかに本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。
２ 理事長は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を告発者及び被告発者に通知するとともに、本調査への協力を求める。被告発者が他の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨の理由を付して告発者に通知する。この場合、センターは予備調査に係る資料等を保存し、告発者及び当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ開示するものとする。

（本調査）

第１９条 理事長は、本調査の実施決定後概ね３０日以内に、研究所外の当該研究分野の研究者等外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置し、事実関係の調査を開始させなければならない。

2 調査委員会委員は、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者のうちから、理事長が指名又は委嘱する。

3 調査委員会に委員長を置き、理事長の指名する者をもって充てる。

4 センターは、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

5 告発者及び被告発者は、調査委員会の委員について、通知を受けた日から起算して７日以内に異議申立てをすることができる。

6 センターは、前項の異議申立てがあったときは、その内容を審査し、妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。当該異議申立てを却下するときは、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

7 調査委員会は、必要に応じ告発者及び被告発者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

8 被告発者が告発内容を否認する場合には、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を示して説明する責任を負う。

9 本調査の期間中、センターは告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

１０ 調査委員会の事務は、内部統制推進室リスク管理科が行う。

第２０条 関係者は、調査委員会の調査に当たっては誠実に協力しなければならない。

第２１条 調査委員会の委員はこの規程に基づく調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（認定の手続）

第２２条 調査委員会は、本調査の開始後概ね１５０日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの認定を行う。

（認定の方法）

第２３条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生デー

タ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第２４条 調査委員会の委員長は、調査の結果について、速やかに理事長に報告するものとする。

第２５条 理事長は、前条の報告に基づき、調査結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。

（不服申立て）

第２６条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、通知の日から１５日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。

第２７条 前条の不服申立てがなされたときには、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事項の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

（再調査）

第２８条 第２６条の不服申立てにより再調査を行う場合には、申立て者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、速やかな解決に向けて調査に協力を求め、申立て者からの協力が得られない場合には再調査を打ち切ることができる。

第２９条 第２６条の不服申立てにより再調査を行う場合には、概ね５０日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を速やかに理事長に報告する。

２ 理事長は、前項の報告が、被告発者による不服申立てに係るものであるときは、その結果を被告発者及び告発者に通知する。

３ 理事長は、第１項の報告が、悪意に基づく告発と認定された告発者による不服申立てに係るものであるときは、その結果を告発者及び被告発者に通知する。この場合において、当該告発者がセンターの役職員以外のものである場合にあっては、当該告発者が所属する機関にも併せてその結果を通知する。

（関係機関等への報告）

第３０条 理事長は、本調査を行うことが決定した場合（第１８条第１項）、調査結果の認定を行った場合（第２２条、第２３条）、不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合（第２６条）、不服申立ての却下や再調査開始の決定をした場合（第２７条）及び不服申立てに係る再調査の調査結果が確定した場合（第２８条、第２９条）の各段階で、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

（調査結果に対応した措置及び調査結果の公表）

第３１条 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、その不正行為の態様に応じて措置を行う。

２ 措置には、研究結果の是正措置、研究費の一部または全部の返還、懲戒処分、その他の措置が含まれる。
３ センター外部の資金により実施した研究に関して不正行為が行われたと認定された場合には、資金配分機関による措置等に従うものとする。
４ 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

第３２条 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合であって、告発が悪意に基づくと認定された場合は、告発者の氏名の公表、その他の措置を行う。
２ 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知するとともに、必要な名誉回復措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
３ 理事長は、告発が悪意に基づくと認定された場合は、告発者の氏名及び認定理由を公表し、この規程等に基づき適切な措置を講じる。

（センターからの委託研究に関する対応）
第３３条 センターから他の研究機関への委託研究において不正行為が行われたと委託先研究機関が認定した場合、調査委員会は委託先の調査機関に対するヒアリング、調査結果の精査等をし、速やかに理事長に報告する。
２ 理事長は、調査委員会の報告に基づき被認定者に対する措置を決定し、措置の対象者及びその者が所属する機関等に通知するとともに、その内容を公表する。

（補 則）
第３４条 この規程に定めのない事項については、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成１８年１２月１５日付け１８農会第１１４７号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に準じて行う。

附 則（平成１９年４月１日 １８国研セ第３－７２号）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日 ２２国研セ第１１０４０１８６号）
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日 ２６国研セ第１５０３１００７号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日 ２７国研セ第１５０４０１４６号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日 ２７国研セ第１６０３２２１８号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月６日 ２８国研セ第１６０９０２０３号）
この規程は、平成２８年９月６日から施行する。

附 則（平成２９年６月３０日 ２９国研セ第１７０６２１０２号）
この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２７日 ３０国研セ第１９０３２７１７号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月１４日 ３国研セ第２１１２１００４号）
この規程は、令和３年１２月１４日から施行する。

附 則（令和４年８月３０日 ４国研セ第２２０８３００５号）
この規程は、令和４年９月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２８日 ４国研セ第２２１０２８０１号）
この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１４日 ５国研セ第２３０４１４０２号）
この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日 ７国研セ第２６０３３１０７号）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。